
監 査 公 表

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、高知県知事から包括外部監査の結果に対する措置について通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月29日

高知県監査委員
30高行管第331号
平成31年3月12日

高知県監査委員 様

高知県知事 尾崎 正直

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

平成30年3月30日付け高知県公報号外第15号監査公表第4号で公表された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき別紙のとおり通知します。

別紙

監査結果	措置の内容
<p>第3. 監査の結果及び意見</p> <p>1. 経営上の諸課題</p> <p>(1) 高知分水事業及び中筋川ダム関連工業用水道事業</p> <p>3) 監査の結果及び意見</p> <p>① 過去の投資案件について (結果)</p> <p>高知分水関連工業用水道、中筋川ダム関連工業用水道、いずれの事業においても、産業構造の変化等を予測できず用水需要が建設当初の計画を大きく下回ったことから、以下のような結果に至っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多額の事業費が投入されたにも関わらず、事業化に至らず、投資額が活用されていない。 ・過去の投資額を整理（公営企業局から知事部局への移管）するため、一般会計から多額の補助金が投入されている。 ・料金収入が得られていないにも関わらず、現在も、一般会計が負担金等を支払っている状況が継続している。 <p>このような状況を踏まえると、事業実施が困難と判断（知事部局への移管）するまでも相当程度の期間を要しており、現在においても、問題の最終的な解決に至っておらず、当初計画からの乖離が、長期にわたり県の財政に負の影響を及ぼしていると考えられる。</p> <p>いずれも昭和40年代、50年代の計画策定であるが、<u>こうした事例を教訓として、新規事業に着手する際の計画策定に活かす必要がある。</u></p> <p>(2) 香南工業用水道事業</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 事業開始時のリスク管理について (結果)</p> <p>香南工業用水道事業は、平成9年2月に三菱電機㈱が第2工場の建設を表明したことで事業が開始しており、同年9月に施設の建設工事に着工している。その後、同社の第2工場建設計画が延期されることにより、本事業も当初計画から大きく乖離し、現状のような12%程度の稼働状況に至っている。</p>	<p>① 過去の投資案件について【電気工水課】</p> <p>新たな事業化を検討する際には、過去の教訓なども活かし、事業ニーズは適正か、費用に対して十分な便益があるか、また公営企業として独立採算での経営が可能かどうかなどについて、十分に見極めたうえで事業計画を策定します。</p> <p>① 事業開始時のリスク管理について【電気工水課・企業立地課】</p> <p>本件は、特定の企業の立地のために大規模な投資・事業を行ったという点において特殊な事例であり、現時点において、こうした特殊な事例は想定していません。</p> <p>今後、こうした事例については、県の事業リスクの分散を図るための適切な対応を行っていきます。具体的には次のとおりです。</p>

監査結果	措置の内容
<p>監査時点から20年も前の出来事であり、当時の詳細な経緯を把握することは困難な側面もある。しかし、22億円もの巨費を投じる以上、相手先との間で事業リスクの分散を図る必要性は高かったと考えられる。</p> <p>こうした損失補償の可能性も含めて事業リスクを分散させる方策についての十分な精査を行う必要があったと考えられる。</p> <p>結果的には、用水需要が当初計画を下回ることで厳しい状況となっている。</p> <p><u>今後は、企業立地に伴い大規模な投資・事業を行う際には、事業リスクの分散を図るため事業開始時に覚書や協定を締結するなど、適切な対応をするべきである。</u></p> <p><u>なお、本事業での課題は、公営企業局だけの問題ではなく、企業誘致を担う商工労働部等を含めた県全体としての問題と捉え、今後の行政運営の参考とする必要がある。</u></p> <p>② 正常に作動しなくなった計器類について（結果）</p> <p>平成14年3月の施設完成から15年以上が経過しており、複数の計器がメーカー指定の耐用年数を超過しており、故障に至っている状況である。</p> <p>仮に川谷刈谷第2工業団地への給水が開始される場合には、当該計器類を取替更新する費用が必要な状況である。多額の費用をかけて整備した計器類が、一度も使用されることなく、廃棄するしかない状態に至るという事態は、当該事業の結果責任として重く受け止める必要があると考える。</p> <p><u>早急に、正常に作動しなくなった計器類については、その実態を正確に把握したうえで、資産価値の適正な評価を実施すべきである。</u></p> <p>③ 香南工業用水道のあり方について（結果）</p> <p>香南工業用水道事業では、その完成時から計画に大幅な狂いが生じており、こうした狂いを15年経た現在も解消できず、結果的に一般会計から21億円にも及ぶ資金を拠出することで、事業を継続している状態であるが、平成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致が具体化する初期の段階で、県と誘致先企業の相互の協力の内容を具体的に明記した協定を締結するなど、節目節目において双方のコミットメントを明確に確認していくよう努めます。 ・企業誘致は進捗状況に応じて、その概要を速やかに県議会に報告します。 <p>② 正常に作動しなくなった計器類について【電気工水課】</p> <p>計器類の故障の状況については、把握をしておりますが、立地企業の水需要も踏まえ、修繕又は取り換え等の検討を行い、資産価値についても評価していきます。</p> <p>③ 香南工業用水道のあり方について【電気工水課・企業立地課】</p> <p>香南工業用水道の安定的な事業継続には、川谷刈谷工場用地への用水型企業の立地が不可欠であり、昨年4月に、ルネサス高知工場の承継企業による活用だけでなく、同用地のみの活用による企業誘致を推進するため、工業</p>

監査結果	措置の内容
<p>27年12月の第1工場の撤退表明後も、抜本的な計画見直しはなされていない。</p> <p>監査人としては、香南工業用水道事業の選択肢は、次の3つに集約される¹⁾と考える。</p> <p>i : 一般会計等からの補助金再投下によって施設を維持し、事業の発展を指向する</p> <p>ii : 地元自治体である香南市の工業用水道事業との再編（県事業の譲渡を含む）</p> <p>iii : 事業からの撤退</p> <p>いずれも容易に結論が出る問題ではないと承知しているが、<u>県としてのビジョンを掲げ、事業の撤退も含めた現実的な計画を早期に策定する必要がある。</u></p> <p>(3) 風力発電事業</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 野市風力発電所について（結果）</p> <p>県が所有する風力発電所（野市、大豊、甫喜ヶ峰）のうち、野市風力発電所は、FIT調達単価での売電期間の終了や施設老朽化を理由に、平成28年9月に運転終了している。</p> <p>野市風力発電所に係る直近の事業収支の状況は、以下のとおりであり、累計損益は96,437千円の赤字となっている。</p> <p>事業開始前に実施した風況調査の精度が現在ほど高くなかったため、供給電力量の計画が達成できず、96,437千円という<u>多額の累計損失を計上したことを教訓とし、新規事業の計画策定に活かすことが必要である。</u></p> <p>② 風力発電事業のあり方について（意見）</p> <p>大豊風力発電所及び甫喜ヶ峰風力発電所、これらの風力発電所は事業継続中であり、今後の損益の動向には、不確実な要素が含まれると考えられるものの、平成28年度末時点における供給電力量の当初計画と実績の比較は以下</p>	<p>用水の活用を前提に公募しましたが、結果として選定には至りませんでした。</p> <p>そうした中、本県と香南市による誘致活動がきっかけとなり、愛媛県大洲市に本社を置く丸三産業㈱が、ルネサス高知工場の跡地に進出することになりました。</p> <p>これまでルネサス高知工場には香南市の工業用水道から給水していましたが、同市の工業用水道は、丸三産業㈱が求める給水量を安定的に確保できず、また、老朽化対策や耐震対策等に今後多額の費用が必要となります。その一方で、香南工業用水道は給水能力に余裕があり、施設や管路等は耐震化されていること等から、県と市で協議を重ね、県と市の工業用水道事業を統合し、県が給水事業を行うことで合意に至りました。</p> <p>今後は、企業の給水計画も念頭に統合に向けた手続きを進めていきます。</p> <p>① 野市風力発電所について【電気工水課】</p> <p>新たな事業化を検討する際には、過去の教訓なども活かし、事業ニーズは適正か、費用に対して十分な便益があるか、また公営企業として独立採算での経営が可能かどうかなどについて、十分に見極めたうえで事業計画を策定します。</p> <p>②風力発電事業のあり方について【電気工水課】</p> <p>大豊風力発電所については、平成29年度のリプレース可能性調査を平成30年度に精査した結果、20年間の損益収支はマイナスとなり、リプレースは行うべきではないと判断しました。</p> <p>また、FIT終了後には、単年度の</p>

監査結果	措置の内容												
<p>のとおりであり、落雷等の自然災害による影響もあり、いずれも計画値には達していない状況である。</p> <p style="text-align: center;">(単位：千 kWh)</p> <table border="1" data-bbox="148 365 766 555"> <thead> <tr> <th></th> <th>大豊</th> <th>甫喜ヶ峰</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初供給計画 (A)</td> <td>42,750</td> <td>30,875</td> </tr> <tr> <td>累計供給実績 (B)</td> <td>34,371</td> <td>23,042</td> </tr> <tr> <td>達成率 (B/A)</td> <td>80.4%</td> <td>74.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、大豊風力発電所は平成31年8月、甫喜ヶ峰風力発電所は平成36年5月でそれぞれF I T期間が終了となり、その後の売電単価の動向は不透明な状況である。</p> <p>平成29年度において、県は、建替の可否や風況データの解析、建設費の積算、蓄電池併設による送電線への連携可能性などの調査を実施している。今後の事業計画策定に当たっては、これらの調査結果も踏まえた上で、<u>初期投資や更新費用の回収見込みなどを考慮した事業採算性を慎重に見定め、風力発電事業のあり方を含めた意思決定を行う必要がある。</u></p> <p>(4) 小水力発電事業</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 事業計画における費用の集計範囲について (結果)</p> <p>当該事業計画については、地域への利益還元 (土佐町への補助金や漁業協力) が、事業計画に固定費として織り込まれている。</p> <p>本来は、<u>事業内でメンテナンスや更新費用などを含む全ての費用が賄われた後の利益より地域への利益還元が図られるべきである。</u></p> <p>② 事業計画の策定について (結果)</p> <p>当該事業の事業計画については、事業化によるメリットを地域の活性化につなげるモデル事業として位置づけられたこと、および、施設の想定耐用年数である46年よりも短い43年での投資回収が見込まれたことから事業化を意思決定している。</p> <p>21年目以降はF I T制度がどのように変遷するかが想定できないため、他自治体の料金設定などを勘案し、買取価格の半値である14.5円と見込み、</p>		大豊	甫喜ヶ峰	当初供給計画 (A)	42,750	30,875	累計供給実績 (B)	34,371	23,042	達成率 (B/A)	80.4%	74.6%	<p>損益収支は赤字となる見込みであることから、事業の継続はF I T期間 (H 31. 8 末) が限度であると判断しました。</p> <p>今後、事業の廃止及び施設の撤去に向けて準備等を進めていきます。</p> <p>なお、甫喜ヶ峰風力発電所は、国における電力システム改革の進展等を考慮して、F I T期間終了時期 (H36. 5 末) までに継続の可否を判断します。</p> <p>① 事業計画における費用の集計範囲について【電気工水課】</p> <p>事業計画を策定する際には、全費用が賄われた後の利益から地域への還元が図られるように留意します。</p> <p>② 事業計画の策定について【電気工水課】</p> <p>事業化決定の判断を行う際には、最悪のケースとの比較・検証作業を通じて、費用対効果の徹底的な検証に努めるなど、事業計画についてより慎重な検討に努めます。</p>
	大豊	甫喜ヶ峰											
当初供給計画 (A)	42,750	30,875											
累計供給実績 (B)	34,371	23,042											
達成率 (B/A)	80.4%	74.6%											

監査結果	措置の内容
<p>14.5円よりも価格が低くなる場合も想定したうえで、計画策定を行っていた。</p> <p>しかしながら、40年超という超長期の事業計画でもあり、公営企業としての位置づけからより多方面からの慎重な検討を行って事業計画を策定するといった観点からは、収入が確実に見込まれるFIT制度の期間である20年間で事業の採算がとれるかどうかで、事業化の意思決定を行うという選択肢も想定されたところである。</p> <p><u>今後は、多額の初期投資を必要とする事業については、考える最も悲観的なケースを含めた複数のシナリオを想定の上、事業計画をより慎重に検討することにより、県の負担額が、事業の政策効果と見合うのかを徹底的に検証したうえで、事業化決定の判断を行わなければならない。</u></p> <p>(5) 総括（結果）</p> <p>高知分水事業と中筋川ダム工業用水道事業は、いずれも産業構造の変化等を予測できず、用水需要が建設当初の計画を大きく下回ったことから、ダム等の建設コストは負担したものの工業用水道という事業遂行上の施設の建設に至らず、事業を中止している。また、香南工業用水道事業では、多額の建設費を投じて工業用水道施設を建設したものの、当初の計画から大きく乖離することで、当初見込んでいた収益の大部分が獲得できていない状況である。さらに、野市風力発電事業は事業開始前に実施した風況調査の精度が現在ほど高くなかったため、事業全体の採算が当初計画から乖離した状況となっていた。</p> <p>加えて、監査期間中に事業化が断念される事が明らかとなった小水力発電事業でも、事業計画の策定に課題が見受けられた。</p> <p>これらの事例を時系列でみた場合には、概ね10年間隔で問題が発生している事業に着手しているようにも窺える。そして、こうした問題点を整理すると、次のようなものになると考えられ、事業計画通りの成果が得られなかったという過去の教訓が十分に活かされていないと言わざるを得ない。</p>	<p>(5) 総括【電気工水課】</p> <p>新たな事業化を検討する際には、過去の事例からの教訓や最近の知見などを十分に活かしていきます。</p>
事業名称	問題点

監査結果		措置の内容																		
高知分水事業	関連施設完成後に事業ができるほどの需要がないことが明らかとなり、事業化を断念した。																			
中筋川ダム関連工業用水道事業	ダム等の施設完成後に事業ができるほどの需要がないことが明らかとなり、事業化を断念した。																			
野市風力発電事業	事業開始前に実施した風況調査の精度が現在ほど高くなかったため、供給電力量の計画が達成できず、事業全体として赤字となった。																			
香南工業用水道事業	工業用水需要が三菱電機株の第2工場建設に大きく依存する中、事業リスクの分散を図るために事業開始時に覚書や協定を締結していなかった。																			
小水力発電事業	本工事に着手する前に事業化を断念しているが、投資回収期間が長期に及ぶことから、今後の電力システム改革時の動向により影響を受ける買取価格によって、大きな影響を受ける計画であった。																			
<p>過去の事例を徹底的に分析することで、同様の問題を繰り返さないための事業計画の策定及び事業実施ができる知見を蓄積し、新規事業の計画策定等に活かすことが必要である。</p> <p>2. 財務事務上の諸課題</p> <p>(2) 購買・契約事務</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 最低制限価格の設定方法について(意見)【共通】</p> <p>以下の取引は、予定価格を事前に公表し、指名競争入札によって落札者を決定しているが、入札結果を確認したところ、最低制限価格を下回る入札が行われ、失格となっている業者が存在していた。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事案件</th> <th>予定価格</th> <th>最低制限価格A</th> <th>落札価格</th> <th>Aを下回る最低入札額</th> <th>Aを下回った会社数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電管理事務所建屋空調機器取替工事</td> <td>5,998,000 (100.0%)</td> <td>5,398,000 (90.0%)</td> <td>5,398,000 (90.0%)</td> <td>5,370,000 (89.5%)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>杉田発電所配電盤室及び旧事務室エアコン取替工事</td> <td>3,934,000 (100.0%)</td> <td>3,540,000 (90.0%)</td> <td>3,790,000 (96.3%)</td> <td>3,410,000 (86.6%)</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>			工事案件	予定価格	最低制限価格A	落札価格	Aを下回る最低入札額	Aを下回った会社数	発電管理事務所建屋空調機器取替工事	5,998,000 (100.0%)	5,398,000 (90.0%)	5,398,000 (90.0%)	5,370,000 (89.5%)	1	杉田発電所配電盤室及び旧事務室エアコン取替工事	3,934,000 (100.0%)	3,540,000 (90.0%)	3,790,000 (96.3%)	3,410,000 (86.6%)	2
工事案件	予定価格	最低制限価格A	落札価格	Aを下回る最低入札額	Aを下回った会社数															
発電管理事務所建屋空調機器取替工事	5,998,000 (100.0%)	5,398,000 (90.0%)	5,398,000 (90.0%)	5,370,000 (89.5%)	1															
杉田発電所配電盤室及び旧事務室エアコン取替工事	3,934,000 (100.0%)	3,540,000 (90.0%)	3,790,000 (96.3%)	3,410,000 (86.6%)	2															
<p>① 最低制限価格の設定方法について【電気工水課・土木政策課】</p> <p>入札制度について、公営企業局は知事部局に準じて運用及び基準を設定しています。低入札価格調査制度と最低制限価格制度についても、知事部局(主管：土木政策課)は以下のとおり措置するとのことであり、公営企業局もこれに準じて措置していきます。</p> <p>公共工事の品質を確保するとともに建設業者の適正な利潤が確保できるよう「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することとされています。</p> <p>本県では、請負対象金額が5,000万円以上のすべての建設工事と請負対象</p>																				

監査結果						措置の内容
野市風力発電 所基礎工等撤 去工事	6,728,000 (100.0%)	5,826,000 (86.6%)	5,826,000 (86.6%)	5,825,000 (86.6%)	1	<p>金額が1,000万円以上5,000万円未満の建設工事で総合評価方式を採用することが適当と認められる一般競争入札において、総合評価方式と併せて低入札価格調査制度を適用しており、それ以外の建設工事及び委託業務の入札においては最低制限価格制度を適用しています。</p> <p>低入札価格調査制度を適用することとなる総合評価方式の入札では、価格以外にも品質の確保を目的に応札者の実績をはじめとした技術力などを総合的に評価して落札者を決定するため、その入札手続きにおいては、受発注者双方に事務的な負担を伴うこととなります。</p> <p>平成29年度から土木部入札契約制度検討会を設置し、指摘事項を含めた入札制度全般について、これまでの入札状況や入札結果を分析しながら必要な見直しの検討を行っているところです。また、低入札調査基準価格及び最低制限価格の設定については、国土交通省からの要請も踏まえ、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを参考に適切な設定を行っていきます。</p> <p>② くじ引きにより落札者が決定されている現状について【電気工水課・土木政策課】</p> <p>①のとおり、土木政策課において低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の運用等について、入札制度全般の見直しとあわせて検討していくとのことであり、公営企業局もこれに準じて措置していきます。</p> <p>③ 指名競争入札における指名業者の選定について【電気工水課・会計管理</p>
<p>(*) 表内のカッコ内は予定価格との割合</p> <p>低入札価格調査制度を適用した場合に、当該調査により契約に適合した履行がなされると判断され、契約の相手方となった可能性があったことは否定できない。</p> <p>低入札価格調査制度と最低制限価格制度の運用及びその基準の設定については、<u>入札に関する受発注者双方の負担など地域の実情も考慮し、工事の品質と適正な履行の確保に努めるよう検討する必要がある。</u></p> <p>② くじ引きにより落札者が決定されている現状について（意見）【共通】</p> <p>複数の業者が最低制限価格での入札を行い、その結果、くじ引きで落札者が決定されたものがあった。</p> <p>一方、予定価格を入札後に公表している請負対象金額10,000,000円以上の入札においても、くじ引きで落札者が決定されているものも多い。</p> <p>これは、発注者が予定価格を算定するために用いる積算基準等の情報公開が進んだことにより、入札参加者の積算能力の向上が図られた結果と考えられる。</p> <p>入札手続において、最大限の経済性と契約の内容に適合した履行がなされるように、<u>低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の運用及び基準の設定については、先にも述べたとおり、今後の課題として検討する必要がある。</u></p> <p>③ 指名競争入札における指名業者の選定について（意見）【電気】</p>						

監査結果	措置の内容									
<p>平成28年6月10日に実施されたノートパソコン29台の購入に係る指名競争入札では、指名業者中2社が辞退するという事態が生じているが、パソコンという普及品の入札である以上、もう少し幅広く指名業者を選定すべきであったとも考えられる。また、ノートパソコンという普及品の入札という点を考慮すると、A社のみの参考見積ではなく、インターネットでの価格情報も予定価格決定に関する資料として参考にできたと考えられる。</p> <p><u>今後、パソコン等の普及品の入札を実施する場合には、幅広く指名業者を選定することやインターネットでの価格情報等も参考資料として活用することが望まれる。</u></p> <p>④ 委託料の変更について（意見）【電気】</p> <p>永瀬・吉野・杉田発電所塵芥処理委託業務は、委託料を変更することが委託業務内容から事前に明らかであるが、委託料を変更する場合の事由及び算出方法が入札公告情報及び原契約書には記載されていなかった。委託料の変更は、変更時のトラブルとなりかねない。また、年度末付近の変更となることから、変更時のトラブルは未然に回避すべきである。</p> <p>本契約のように委託料を変更することが委託業務内容から事前に明らかである場合には、<u>入札公告情報及び契約書において委託料を変更する場合の事由及び算出方法を明示することが望まれる。</u></p> <p>⑤ 年度末における納品事務について（意見）【共通】</p> <p>発電管理事務所及び香南中央ポンプ場に納入された受信機非常用バッテリーの取替にあたり、下記の経費が3月31日付で未払金計上されていた。</p> <p style="text-align: center;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="146 1863 767 2080"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勘定科目</th> <th>税込金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気事業－営業費用</td> <td>発電管理水力発電費－修繕費</td> <td>18,360</td> </tr> <tr> <td>工業用水道事業－営業費用</td> <td>香南給水費－修繕費</td> <td>18,360</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勘定科目	税込金額	電気事業－営業費用	発電管理水力発電費－修繕費	18,360	工業用水道事業－営業費用	香南給水費－修繕費	18,360	<p>課】</p> <p>指名競争入札を行う場合には、「高知県契約規則の施行について（依命通達）」のとおり5者以上選定することを徹底します。</p> <p>予定価格は、業者から徴した見積書だけでなく、過去の落札額やインターネットでの価格情報等、幅広く情報収集したうえで決定することを徹底します。</p> <p>④ 委託料の変更について【電気工水課・会計管理課】</p> <p>委託料を変更することが委託業務内容から事前に明らかである場合には、仕様書等において委託料を変更する場合の事由及び算出方法を明示するよう徹底します。</p> <p>⑤ 年度末における納品事務について【電気工水課・会計管理課】</p> <p>「予算執行の適正化への取り組みに伴う事務の取扱について」のとおり、原則として、物品の受領にあたっては納品書を徴収するとともに、納品書の徴収が困難な場合には当該通知に定めた取扱を徹底します。</p> <p>※平成29年度末の納品で、納品書が徴収できなかった事例はありませんでしたが、なお、年度末での納品で、納品書の入手が困難となった場合には、請求書に納品日</p>
区分	勘定科目	税込金額								
電気事業－営業費用	発電管理水力発電費－修繕費	18,360								
工業用水道事業－営業費用	香南給水費－修繕費	18,360								

監査結果		措置の内容																										
合計	36,720	付を記載して受領印を押印するようになっています。																										
<p>本件は、3月31日に納品された事例であり、当該年度の費用となる事実について正確な証跡を残す必要があると考えられる。</p> <p>本件は金額的な重要性は乏しいものの、<u>今後は年度末での納品については、業者から納品日付が明らかとなる納品書を入手することが望まれる。また、業者からの納品書の入手が困難な場合には請求書において納品日付の記載を求める必要がある。</u></p> <p>⑥ 賃金に係る処理について（結果） 【電気】 発電管理事務所水力発電費における修繕費が5,679千円計上されていたが、この内3,867千円は発電管理事務所の清掃等に関して雇用された5名に対する賃金であった。</p> <p>本支出は、清掃業務等に対して日額での雇用契約を締結したものであり、実質的にも形式的にも修繕費にはあたらず、賃金として処理すべきものである。</p> <p><u>今後は、賃金として処理することで、実態を反映した会計処理とする必要がある。</u></p> <p>(3) 収納・債権管理事務 2) 監査の結果及び意見 ① 長期未回収債権について（意見） 【工水】 鴨部の駐車場利用料金において、平成29年3月末時点で、長期未回収となっている債権（3名分）があり、内容は下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">債権の内容</th> <th>当初調定金額</th> <th>未回収金額</th> <th>概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A氏</td> <td>H13年9月～ H14年3月</td> <td>42,000</td> <td>42,000</td> <td>本人との連絡不通</td> </tr> <tr> <td>B氏</td> <td>H14年7月、 9月、10月</td> <td>12,580</td> <td>12,580</td> <td>本人との連絡不通</td> </tr> <tr> <td>C氏</td> <td>H15年6月～ 11月</td> <td>54,000</td> <td>36,000</td> <td>不定期分割返済中</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>108,580</td> <td>90,580</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記3件は、発生から相当程度の年数が経過しており、本人との連絡がつかない状況が続けば、不納欠損処理を検討します。</p> <p>B氏は、面談において分割納付の申し出がありましたので、履行延期申請書の提出を求めていましたが、平成30年12月に時効の援用の申し出が電話でありました。このため、その旨を書面で提出するよう改めて求めており、提出があり次第、不納欠損処理する予定です。</p>		債権の内容		当初調定金額	未回収金額	概況	A氏	H13年9月～ H14年3月	42,000	42,000	本人との連絡不通	B氏	H14年7月、 9月、10月	12,580	12,580	本人との連絡不通	C氏	H15年6月～ 11月	54,000	36,000	不定期分割返済中	合計		108,580	90,580		<p>⑥ 賃金に係る処理について【電気工水課・会計管理課】 平成29年度に科目更正を行い、賃金として処理しました。平成30年度以降も賃金の科目から支出しています。</p> <p>① 長期未回収債権について【電気工水課】 A氏は訪問活動を繰り返しましたが面会できないため、住民票調査をしたところ、県外に転居していたことが判明しました。今後は費用対効果を考慮して、郵送による催告に切り替えることにしますが、連絡がつかない状況が続けば、不納欠損処理を検討します。</p>	
債権の内容		当初調定金額	未回収金額	概況																								
A氏	H13年9月～ H14年3月	42,000	42,000	本人との連絡不通																								
B氏	H14年7月、 9月、10月	12,580	12,580	本人との連絡不通																								
C氏	H15年6月～ 11月	54,000	36,000	不定期分割返済中																								
合計		108,580	90,580																									

監査結果	措置の内容
<p>かないもの、不定期であるものの返済中のものとなっている。</p> <p>長期滞納者への対応については、現在は適時に督促を実施しているが、当時は初期対応が十分に行われなかったため、長期未回収債権となった。</p> <p>長期未回収債権のうちA氏及びB氏については、本人との連絡も取れないことから回収が困難な状況にある。当該債権は私債権であり、一方的な強制徴収はできず、また時効の援用も困難であることから、<u>不納欠損処理を視野に入れた対応を検討することが望まれる。</u></p> <p>(4) 固定資産</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 固定資産管理システムの運用について【共通】</p> <p>固定資産管理システムの財源別残高と試算表の長期前受金残高等が一致するかを確認するため、監査人が必要な数値を整理集計したところ、両者間で不一致が見受けられた。</p> <p>ア) 残高の相違額の修正について(結果)</p> <p>両者の残高が不一致となった原因は、過去の会計処理誤りや会計処理の漏れ等に起因するものであった。</p> <p>修正事項の大部分は、資本剰余金と長期前受金の相殺処理等の損益に影響しないものであるが、過年度損益修正益及び過年度損益修正損が計上されることになるため、<u>平成29年度決算において修正を行う必要がある。</u></p> <p>イ) 残高の突合について(結果)</p> <p>固定資産管理システムや表計算ソフトを用いて長期前受金の収益計上額を算定していたが、固定資産管理システムの財源残高と長期前受金残高の残高を突合していなかったために、両者が不一致の状態となっていた。</p> <p><u>会計処理が正確かつ適切になされたかを検証するために、固定資産管理システムの財源残高と長期前受金等の残高の一致を確認する必要がある。</u></p>	<p>① 固定資産管理システムの運用について【電気工水課】</p> <p>ア) 残高の相違額の修正について【電気工水課】</p> <p>平成29年度決算において適切に処理(振替伝票)しました。</p> <p>イ) 残高の突合について【電気工水課】</p> <p>平成29年度決算において固定資産管理システムの財源残高と長期前受金等の残高の一致を確認しました。</p>

監査結果	措置の内容
<p>ウ) 固定資産管理システムの運用について (意見)</p> <p>電気事業及び工業用水道事業を合わせて1,500件を超える固定資産が登録されており、これらの財源管理を手作業で継続的かつ適切に管理する事は極めて困難であり、事務の効率性も低下する。</p> <p>新会計移行という特殊要因があったため、システム管理に完全移行するのが遅れた点は理解できるが、平成29年度以降はシステム管理を徹底する必要がある。</p> <p>なお、平成29年度からはシステム管理に完全移行する予定とのことであるが、移行にあたっては各種の不具合が生じる事も想定されるが、本意見を踏まえてシステム移行を確実に実行することが重要と考える。</p> <p>② 償却資産の残存価額について (意見) 【共通】</p> <p>電気事業及び工業用水道事業では、償却限度額を5%とする方法を採用しており、多数の償却資産が5%に達した状態となっている。</p> <p>また、平成29年度時点で取得から50年以上経過したものが概ね7割を占める状態である。</p> <p>総額2億6千万円の償却資産が収益獲得に貢献しながらも減価償却費が計上されないというのは、正確な経営実態を表していないと思われる。</p> <p>また、取得からの期間が長期に及ぶ資産の帳簿価額が多額になることで、将来の除却時の影響が大きくなることも予想される。</p> <p>償却限度額を取得価額の5%とする方法も地方公営企業会計において認められた適切な方法であるが、より実態を反映した決算を実施する等の趣旨からは、<u>償却限度額を1円までとする方法の採用を検討することが望まれる。</u></p> <p>③ 駐車場整備工事の勘定科目について (結果) 【工水】</p> <p>鴨部駐車場は、平成11年度に整備されており、整備工事に要した費用47,825千円全額が構築物に計上されていた。平成26年度には洗車場の撤去等があり、取得価額は平成28年度末にお</p>	<p>ウ) 固定資産管理システムの運用について 【電気工水課】</p> <p>平成29年度決算から固定資産管理システムで一元的に管理ができるよう入力作業を行い、システム移行を終えました。</p> <p>また、これにより、作業結果の検証を適切に行いました。</p> <p>② 償却資産の残存価額について 【電気工水課】</p> <p>固定資産が多種多様で件数も多く、またそれらの耐用年数を見極めて1円までの減価償却費を定めるためには、多大な労力と時間を要することから、費用対効果の観点から慎重に検討する必要があります。</p> <p>なお、四国の他3県も、残存価額5%までの償却であり、1円までの減価償却は予定していないとのことでした。</p> <p>以上のことを踏まえて、平成30年度内に、償却限度額の見直しの是非を判断します。</p> <p>③ 駐車場整備工事の勘定科目について 【電気工水課】</p> <p>今後は、指摘を踏まえて土地の造成又は改良のために要した費用は、土地の取得価額に含めて処理することとします。</p>

監査結果	措置の内容										
<p>いて44,232千円となっている。 当該土工の費用は、土地の造成又は改良のために要した費用と考えられるため、<u>土地の取得価額に含めて処理する必要があった。</u></p> <p>④ 構築物の計上漏れについて（結果） 【電気】 杉田発電所建屋進入道路舗装補修工事（本体額）979,000円の工事が修繕費として処理されているが、工事の内容は217.42㎡の進入路について、舗装を全面的に切断・破碎し撤去した上で、改めて舗装しており、構築物（アスファルト舗装）の新規取得であると考えられる。 したがって、当該工事費については構築物として処理すべきものであったと考えられる。 <u>取替更新に該当する工事を実施した際には固定資産計上するものでないかを慎重に確認し会計処理を行う必要がある。</u></p> <p>⑤ 建物の計上漏れについて（結果） 【電気】 吉野及び杉田発電所油倉庫改修工事（本体額）1,300,000円の工事が修繕費として処理されているが、工事の内容は吉野発電所油倉庫では屋根を石綿スレート製から鋼鉄板へ全面的に張替し、杉田発電所油倉庫では倉庫内の土間コンクリートを全面的に敷替えしており、各建物の改良取得であったと考えられる。 したがって、当該工事費については建物として処理すべきものであったと考えられる。 <u>取替更新に該当する工事を実施した際には固定資産計上するものでないかを慎重に確認し会計処理を行う必要がある。</u></p> <p>(5) 現物管理 2) 監査の結果及び意見 ① 所在不明の固定資産について（結果）【電気】 固定資産の現物確認を実施したところ、以下の固定資産については、所在不明となっていることが判明した。 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="150 2033 772 2080"> <thead> <tr> <th>資産番号</th> <th>資産名称</th> <th>取得日</th> <th>取得価額</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	資産番号	資産名称	取得日	取得価額	帳簿価額						<p>④ 構築物の計上漏れについて【電気工水課】 現在、全国調査を実施して得られた情報を参考に、修繕費の支弁基準を策定中であり、平成31年度中に支弁基準を定めて、過年度のものも含めて会計処理を行います。</p> <p>⑤ 建物計上漏れについて【電気工水課】 現在、全国調査を実施して得られた情報を参考に、修繕費の支弁基準を策定中であり、平成31年度中に支弁基準を定めて、過年度のものも含めて会計処理を行います。</p> <p>① 所在不明の固定資産について【電気工水課】 超音波探傷器については平成29年度末に、また、デスクトップ型パソコン（フリックス用）、金切鋸盤、取水口流木止は平成30年度に除却処理しました。</p>
資産番号	資産名称	取得日	取得価額	帳簿価額							

監査結果					措置の内容																									
00000402 1004075	超音波深 傷器	昭和46年 6月30日	640,000	32,000	<p>その他固定資産の紛失の有無については、順次調査しており、固定資産が広範囲に存在しているため調査に時間を要していますが、できるだけ速やかに終わるように取り組みます。</p> <p>なお、固定資産の管理が十分できていなかったことから、今後は出先機関と定期的に確認作業を実施していきます。</p> <p>② 除却処理漏れの固定資産について【電気工水課】 クーリングタワーについては、平成29年度末に除却処理しました。 また、一体で機能している固定資産については、資産番号に枝番等を付して管理できるようにしました。</p> <p>③ 遊休状態の固定資産について【電気工水課】 鉄管探知機、カラーハードコピー、ノートパソコンについては、平成29年度末に除却処理しました。 オットカレントメータ及び風向風速計については、平成30年度末に除却処理を行います。</p>																									
<p>発電管理事務所の移転時に紛失した可能性が高いとのことであるが、移転時には固定資産が確実に移転されていることを、搬出時と搬入時に現物と固定資産台帳との照合を確実に行うことで確認することが必要であった。</p> <p><u>当該資産については、除却処理を行うとともに、他に同様の紛失が起こっていないかを調査しなければならない。</u></p> <p>② 除却処理漏れの固定資産について（結果）【電気】 固定資産の現物確認を実施したところ、以下の固定資産については、明らかに撤去されていることが判明した。</p> <p style="text-align: center;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産番号</th> <th>資産名称</th> <th>取得日</th> <th>取得価額</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>00000302 0824120</td> <td>クーリン グタワー</td> <td>昭和58年 7月19日</td> <td>430,000</td> <td>21,500</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>当該資産については、除却処理を行うとともに、他に除却漏れとなっている資産がないかどうかを調査する必要がある。</u></p> <p>また、このように一体で機能するものについては、固定資産台帳上、本体と関連付けた管理を行う必要があるため、<u>一体で機能している固定資産が他にないかを確認し、一体で機能している固定資産については、固定資産台帳上の関連付けを行い、管理する必要がある。</u></p> <p>③ 遊休状態の固定資産について（結果）【共通】 固定資産の現物確認を実施したところ、以下の固定資産については、遊休状態となっていることが判明した。</p> <p style="text-align: center;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産番号</th> <th>資産名称</th> <th>取得日</th> <th>取得価額</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>00000302 1004253</td> <td>オットカ レントメ ータ</td> <td>昭和34年 9月11日</td> <td>4,200,000</td> <td>210,000</td> </tr> <tr> <td>00000802 0806001</td> <td>風向風速 計</td> <td>平成14年 7月2日</td> <td>645,000</td> <td>32,250</td> </tr> </tbody> </table>						資産番号	資産名称	取得日	取得価額	帳簿価額	00000302 0824120	クーリン グタワー	昭和58年 7月19日	430,000	21,500	資産番号	資産名称	取得日	取得価額	帳簿価額	00000302 1004253	オットカ レントメ ータ	昭和34年 9月11日	4,200,000	210,000	00000802 0806001	風向風速 計	平成14年 7月2日	645,000	32,250
資産番号	資産名称	取得日	取得価額	帳簿価額																										
00000302 0824120	クーリン グタワー	昭和58年 7月19日	430,000	21,500																										
資産番号	資産名称	取得日	取得価額	帳簿価額																										
00000302 1004253	オットカ レントメ ータ	昭和34年 9月11日	4,200,000	210,000																										
00000802 0806001	風向風速 計	平成14年 7月2日	645,000	32,250																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産番号</th> <th>資産名称</th> <th>取得日</th> <th>取得価額</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>00000302 1004253</td> <td>オットカ レントメ ータ</td> <td>昭和34年 9月11日</td> <td>4,200,000</td> <td>210,000</td> </tr> <tr> <td>00000802 0806001</td> <td>風向風速 計</td> <td>平成14年 7月2日</td> <td>645,000</td> <td>32,250</td> </tr> </tbody> </table>					資産番号	資産名称	取得日	取得価額	帳簿価額	00000302 1004253	オットカ レントメ ータ	昭和34年 9月11日	4,200,000	210,000	00000802 0806001	風向風速 計	平成14年 7月2日	645,000	32,250											
資産番号	資産名称	取得日	取得価額	帳簿価額																										
00000302 1004253	オットカ レントメ ータ	昭和34年 9月11日	4,200,000	210,000																										
00000802 0806001	風向風速 計	平成14年 7月2日	645,000	32,250																										

監査結果					措置の内容																				
00000902 1004101	鉄管探知機	昭和46年 7月27日	140,000	7,000																					
00000502 0824012	カラーハードコピー	平成13年 4月1日	1,553,523	77,677																					
00000502 1004032	ノートパソコン	平成16年 9月27日	128,177	6,409																					
<p>オットカレントメータ、風向風速計、鉄管探知機については購入当初は使用したものの現時点では事業への活用が行われていない。</p> <p>カラーハードコピー及びノートパソコンについては、ともに故障しており、修理したとしても年式が古く実用に耐えない状況であった。</p> <p><u>遊休資産については、適時に減損処理を行わなければならない。</u></p> <p>④ 固定資産の管理シールを貼ることができない固定資産の管理について（意見）【共通】</p> <p>固定資産の現物確認を実施したところ、以下の固定資産については、固定資産の管理シールが添付されておらず、資産番号との一致が明示的ではなかった。</p> <p style="text-align: center;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産番号</th> <th>資産名称</th> <th>取得日</th> <th>取得価額</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>00000402 1006052</td> <td>原付自転車</td> <td>平成14年 11月26日</td> <td>183,000</td> <td>9,150</td> </tr> <tr> <td>00000402 0814047</td> <td>電動トリ付キボイスト</td> <td>昭和63年 2月8日</td> <td>224,000</td> <td>11,200</td> </tr> <tr> <td>00000402 1006053</td> <td>原付自転車</td> <td>平成14年 11月26日</td> <td>183,000</td> <td>9,150</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>管理シールを貼ることができない固定資産については、シールを添付できない固定資産のリストを作成する、固定資産の写真を撮影し、それに資産番号を紐づけるなど、資産番号と現物が一対一で対応している状態を保持するための対応が必要である。</u></p> <p>⑤ 固定資産台帳の記録と現物の不一致について（結果）【電気】</p> <p>固定資産の現物確認を実施したところ、以下の固定資産については、登録内容と現物が不一致になっていた。</p>					資産番号	資産名称	取得日	取得価額	帳簿価額	00000402 1006052	原付自転車	平成14年 11月26日	183,000	9,150	00000402 0814047	電動トリ付キボイスト	昭和63年 2月8日	224,000	11,200	00000402 1006053	原付自転車	平成14年 11月26日	183,000	9,150	<p>④ 固定資産の管理シールを貼ることができない固定資産の管理について【電気工水課】</p> <p>備品の管理については、資産番号と現物が一対一で管理できるように管理シール若しくは現物の写真を撮ることとしました。</p> <p>平成29年度末において、総合制御所は実施済ですが、発電管理事務所は、広範囲において管理する必要があるため、現在作業中ですが、できるだけ早期に作業を終えるようにします。</p> <p>⑤ 固定資産台帳の記録と現物の不一致について【電気工水課】</p> <p>固定資産台帳への記載誤りであり、同台帳の記載内容を正しいものに修正しました。</p>
資産番号	資産名称	取得日	取得価額	帳簿価額																					
00000402 1006052	原付自転車	平成14年 11月26日	183,000	9,150																					
00000402 0814047	電動トリ付キボイスト	昭和63年 2月8日	224,000	11,200																					
00000402 1006053	原付自転車	平成14年 11月26日	183,000	9,150																					

監査結果					措置の内容
(単位：円)					
資産番号	資産名称	取得日	取得価額	H28末帳簿価額	
00000402 1004064	土佐檜 ^{びのき} 両袖机	平成13年 4月1日	738,656	36,933	
<p>固定資産台帳上の数は1台となっていたが、実際には2台存在していた。 固定資産については、機能する単位で計上する必要があり、1台ずつ登録しなければならないものであったと考えられる。 <u>固定資産台帳の登録と現物に不整合が起らないように、固定資産台帳への登録を行う必要がある。</u></p>					
<p>⑥ 固定資産台帳と現物の照合の定期的な実施について(結果)【共通】 任意の28件を対象に固定資産の現物確認を実施したところ、以上のとおり、多数の問題が見受けられた。 当該問題の原因としては、電気工水課において、固定資産の現物確認が行われていないことがあげられる。 固定資産については、5年で一巡するような計画に基づいて、固定資産台帳と現物の照合を実施すべきである。 <u>当該現物確認においては、資産の実在性を確認するとともに、遊休になっている資産の有無についても合わせて確認を行い、除却や減損といった会計処理を適切に実施する必要がある。</u></p>					<p>⑥ 固定資産台帳と現物の照合の定期的な実施について【電気工水課】 今後は、固定資産台帳と現物との照合結果に基づく、資産の実在性及び遊休資産の有無の確認作業を出先機関と定期的実施するとともに、遊休資産は処分を検討したうえで、除却・減損処理等の会計処理を行います。</p>
<p>⑦ 現物の保管状況の改善について(意見)【共通】 固定資産台帳と現物の照合を効率的に行うためには、<u>固定資産であるものとそうでないことを明確に区分して保管されていることが必要である。</u> 現物の保管状況を確認したところ、固定資産と、部品取りや内部研修での利用などのため、除却済みになっている現物が入り混じった状態で、雑然と保管されている状況であった。 <u>除却済みになっている現物は、固定資産でないことが一目で明らかになる形で、保管場所なども固定資産と区分し、保管する必要がある。</u> また、<u>除却済みになっている現物については年に1度程度、保管を継続する必要性について検討し、不要となっ</u></p>					<p>⑦ 現物の保管状況の改善について【電気工水課】 除却済みになっている現物が一目で明らかになるよう、出先機関と電気工水課で情報共有をしていきます。 また、年に1度程度、保管する必要性を検討し、不要と判断したものは速やかに処分します。</p>

監査結果	措置の内容																														
<p><u>たものは適時に処分することで現物の保管状況の改善を図る必要がある。</u></p> <p>⑧ 貯蔵品の資産計上について（結果） 【共通】 発電管理事務所及び総合制御所では、資産に計上している貯蔵品以外にも、多くの種類の予備品等が保管されていることが地視察により判明した。中には、下記のとおり規格が異なるだけで他に相違がないと思われる予備品等であっても、資産計上の有無が異なるものもあった。</p> <p style="text-align: center;">（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="150 698 772 1102"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>金額</th> <th>資産計上の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EMCフィルタ</td> <td>CT332</td> <td>発電管理事務所</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>EMCフィルタ</td> <td>CT368</td> <td>発電管理事務所</td> <td>1</td> <td>64,310</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>漏水補修金具 φ700</td> <td>鋼板製 伸縮継手 部用 カバージョ イント SL-LOUHO</td> <td>総合制御所</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>漏水補修金具 φ500</td> <td>鋼板製 伸縮継手 部用 カバージョ イント SL-LOUHO</td> <td>総合制御所</td> <td>1</td> <td>1,214,000</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>県では貯蔵品の実務上の計上基準が定められておらず、貯蔵品の資産計上の要否に関する判断が適正になされていることを確認できなかった。</p> <p><u>貯蔵品の資産計上の要否について恣意的に判断することがないよう、貯蔵品の実務上の計上基準を明確に定め運用する必要がある。</u></p> <p>⑨ 予備品等の管理について（意見） 【共通】 発電管理事務所及び総合制御所では、予備品等の保管状況を把握するため、貯蔵品として資産に計上していない予備品等も含めたリストを作成していたが、当該リストは、本局への毎年度末の報告もなされていないとのことであった。</p> <p><u>予備品等のリストは、予備品等を適正に管理するため、各所長が承認を行い、電気工水課長にも毎年度末報告することが望まれる。</u></p> <p>(6) 建設仮勘定 2) 監査の結果及び意見 ① 費用化すべき建設仮勘定について（結果）【電気】</p>	名称	規格	保管場所	数量	金額	資産計上の有無	EMCフィルタ	CT332	発電管理事務所	1	—	なし	EMCフィルタ	CT368	発電管理事務所	1	64,310	あり	漏水補修金具 φ700	鋼板製 伸縮継手 部用 カバージョ イント SL-LOUHO	総合制御所	1	—	なし	漏水補修金具 φ500	鋼板製 伸縮継手 部用 カバージョ イント SL-LOUHO	総合制御所	1	1,214,000	なし	<p>⑧ 貯蔵品の資産計上について【電気工水課】 貯蔵品の資産計上の基準について、電気工水業務連絡会で各所属に周知し、今後の取扱いに遺漏のないようにしました。</p> <p>⑨ 予備品等の管理について【電気工水課】 今後、各所長で予備品等のリストを承認のうえ、毎年度末に電気工水課長へ報告することにしました。</p> <p>① 費用化すべき建設仮勘定について【電気工水課】</p>
名称	規格	保管場所	数量	金額	資産計上の有無																										
EMCフィルタ	CT332	発電管理事務所	1	—	なし																										
EMCフィルタ	CT368	発電管理事務所	1	64,310	あり																										
漏水補修金具 φ700	鋼板製 伸縮継手 部用 カバージョ イント SL-LOUHO	総合制御所	1	—	なし																										
漏水補修金具 φ500	鋼板製 伸縮継手 部用 カバージョ イント SL-LOUHO	総合制御所	1	1,214,000	なし																										

監査結果		措置の内容																							
<p>小水力実施設計委託のうち、「ア i) 香南市野市町三又地区の小水力計画に伴う設計委託業務」(8,406,000円)については、以下のような経緯をたどっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度</td> <td>野市町(現香南市)より建設要望</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>事業化可能性調査の実施(野市町三又地区)</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>水利組合、国土交通省との水利権協議</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>小水力実施設計委託を8,406,000円で実施。 既設水利権(農業用水)が暫定水利権であったため国土交通省から発電水利許可が下りず、平成19年度以降の水量が見込めず、事業を一時凍結している。</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>平成19年10月に農業水利権が更新され、更新後の取水量をもって再計算を実施。香南市が単独で事業化を目指したが断念。 局内で事業費を再試算</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>「エ)緑の分権改革推進事業」に中で県下の賦存量調査を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該設計委託業務は、平成22年度実施の賦存量調査以降、<u>事業化に向けた具体的な取り組みは実施されておらず、資産性がないと考えられるため費用として処理しなければならない。</u></p> <p>② 建設仮勘定として計上すべきでない支出について(結果)【電気】 建設仮勘定として、計上すべきでない支出が計上されていた。</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>支出年度</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウ)小水力発電調査費</td> <td>平成23年度</td> <td>8,336,604</td> </tr> <tr> <td>エ)緑の分権改革推進事業費</td> <td>平成22年度</td> <td>42,162,819</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上のウ)、エ)の建設仮勘定について、県では、平成29年度に小水力発電(北郷発電所)の事業を断念した状況を鑑み、中期計画最終年度である平成30年度において再生可能エネルギー導</p>		年度	内容	平成13年度	野市町(現香南市)より建設要望	平成14年度	事業化可能性調査の実施(野市町三又地区)	平成15年度	水利組合、国土交通省との水利権協議	平成16年度	小水力実施設計委託を8,406,000円で実施。 既設水利権(農業用水)が暫定水利権であったため国土交通省から発電水利許可が下りず、平成19年度以降の水量が見込めず、事業を一時凍結している。	平成20年度	平成19年10月に農業水利権が更新され、更新後の取水量をもって再計算を実施。香南市が単独で事業化を目指したが断念。 局内で事業費を再試算	平成22年度	「エ)緑の分権改革推進事業」に中で県下の賦存量調査を実施	項目	支出年度	帳簿価額	ウ)小水力発電調査費	平成23年度	8,336,604	エ)緑の分権改革推進事業費	平成22年度	42,162,819	<p>平成29年度決算において減損損失として処理しました。</p> <p>② 建設仮勘定として計上すべきでない支出について【電気工水課】 平成29年度決算において減損損失として処理しました。</p>
年度	内容																								
平成13年度	野市町(現香南市)より建設要望																								
平成14年度	事業化可能性調査の実施(野市町三又地区)																								
平成15年度	水利組合、国土交通省との水利権協議																								
平成16年度	小水力実施設計委託を8,406,000円で実施。 既設水利権(農業用水)が暫定水利権であったため国土交通省から発電水利許可が下りず、平成19年度以降の水量が見込めず、事業を一時凍結している。																								
平成20年度	平成19年10月に農業水利権が更新され、更新後の取水量をもって再計算を実施。香南市が単独で事業化を目指したが断念。 局内で事業費を再試算																								
平成22年度	「エ)緑の分権改革推進事業」に中で県下の賦存量調査を実施																								
項目	支出年度	帳簿価額																							
ウ)小水力発電調査費	平成23年度	8,336,604																							
エ)緑の分権改革推進事業費	平成22年度	42,162,819																							

監査結果	措置の内容									
<p>入促進事業の検証と取組方針を決定し、会計処理を整理するとのことである。</p> <p>しかしながら、これらの支出は広域的に行われた調査費用であり、そもそも特定の資産の建設工事等との直接的な関連性があるとは考えにくく、<u>建設仮勘定として計上すべきではないので、費用として処理しなければならない。</u></p> <p>③ 支出から長期にわたり計上されている建設仮勘定について（結果）【共通】</p> <p>平成28年度末に計上されている建設仮勘定のうち以下については、支出から長期にわたり計上されているものであった。</p> <p style="text-align: center;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="146 896 772 1151"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>支出年度</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オ) 永瀬発電所取水口総合診断・機器改良設計委託</td> <td>平成16年度</td> <td>8,705,000</td> </tr> <tr> <td>カ) 鏡川工業用水道地下水槽耐震事業費</td> <td>平成26年度</td> <td>5,205,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>「オ) 永瀬発電所取水口総合診断・機器改良設計委託」については、平成16年度に長期修繕計画上は平成36年度、37年度に工事が予定されており、当時の設計は有効であるとのことである。</p> <p>しかし、設計委託から13年経過しており、事業化はさらに7年後となることから、20年前に設計費予算を執行する経済的合理性はなく、設計料について平成16年度の予算で執行すべき支出でなかったと考えられる。</p> <p>「カ) 鏡川工業用水道地下水槽耐震事業費」についても、送水ポンプの地下水槽の耐震補強の設計委託費として平成26年度に支出されたものであるが、長期修繕計画上の優先度が高くないため、現時点では明確な工事着手の年度が定まっていない。</p> <p><u>設計委託料を支出する際には、事業の用に供す目途を立てておく必要がある。</u></p> <p><u>工事着手の年度が定まっていない設計費は、資産性がないと考えられるの</u></p>	項目	支出年度	帳簿価額	オ) 永瀬発電所取水口総合診断・機器改良設計委託	平成16年度	8,705,000	カ) 鏡川工業用水道地下水槽耐震事業費	平成26年度	5,205,000	<p>③ 支出から長期にわたり計上されている建設仮勘定について【電気工水課】</p> <p>平成29年度決算において減損損失として処理しました。</p>
項目	支出年度	帳簿価額								
オ) 永瀬発電所取水口総合診断・機器改良設計委託	平成16年度	8,705,000								
カ) 鏡川工業用水道地下水槽耐震事業費	平成26年度	5,205,000								

監査結果	措置の内容						
<p><u>で、当該建設仮勘定は費用として処理することが必要である。</u></p> <p>④ 現時点で工事着手年度が定まっていない建設仮勘定について（意見）【工水】</p> <p>「キ）鏡川工業用水道貯蔵品保管倉庫整備事業費」については、総合制御所倉庫新築工事設計委託費（1,775,000円）であり、資材の備蓄に使用する倉庫を建築するための設計費であったが、設計の過程で建設予定地の基礎の状況が悪いことが判明し、建築費が当初想定より高額になることとなったため、平成29年度施工予定であった建築計画を先送りすると判断した。</p> <p>工事着手の年度が定められないような場合には、<u>当該建設仮勘定について資産性がないと判断されるため、費用処理が必要となる。</u></p> <p>また、工事着手の年度が定められたとしても、工事着手までが長期化する場合には、設計当初には想定されてなかった新たな材料や工法などにより設計が陳腐化するリスクがあるため、<u>当該設計が適切であるかについてはモニタリングを実施し、資産性がないと判断された場合には費用として処理することが必要である。</u></p> <p>⑤ 建設仮勘定の事務取扱マニュアル等の策定について（意見）【共通】</p> <p>建設仮勘定に複数の問題点が発見されたため、<u>具体的な事務取扱マニュアル等を定める必要がある。</u></p> <p><u>事務取扱マニュアル等を定めるにあたっては、少なくとも以下の項目を織り込む必要がある。</u></p>	<p>④ 現時点で工事着手年度が定まっていない建設仮勘定について【電気工水課】</p> <p>平成29年度決算において減損損失として処理しました。</p> <p>⑤ 建設仮勘定の事務取扱マニュアル等の策定について【電気工水課】</p> <p>平成30年3月30日付けで「建設仮勘定の事務取扱について」を定めましたので、今後これに従い、建設仮勘定の事務処理を行います。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="148 1608 272 1659">項目</th> <th data-bbox="272 1608 774 1659">策定にあたっての留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="148 1659 272 1742">設計費の支出時期</td> <td data-bbox="272 1659 774 1742">・現実的な工事着手時期を定めて、設計費を支出することが必要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 1742 272 1942">建設仮勘定計上時の判断</td> <td data-bbox="272 1742 774 1942">・特定の資産の建設工事費との直接的な関連性が必要 ・調査費用やワークショップ開催に係る費用は、通常、建設仮勘定に含めるべきではない</td> </tr> </tbody> </table>	項目	策定にあたっての留意事項	設計費の支出時期	・現実的な工事着手時期を定めて、設計費を支出することが必要	建設仮勘定計上時の判断	・特定の資産の建設工事費との直接的な関連性が必要 ・調査費用やワークショップ開催に係る費用は、通常、建設仮勘定に含めるべきではない	
項目	策定にあたっての留意事項						
設計費の支出時期	・現実的な工事着手時期を定めて、設計費を支出することが必要						
建設仮勘定計上時の判断	・特定の資産の建設工事費との直接的な関連性が必要 ・調査費用やワークショップ開催に係る費用は、通常、建設仮勘定に含めるべきではない						

監査結果		措置の内容
<p>損失処理の時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業化に向けた具体的な取組の進捗確認が必要 ・設計の陳腐化が発生していないことの確認が必要 <p>なお、県では当該要領は策定していなかった。</p> <p>(7) 職員宿舎</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 戸別の入居状況の整理について (結果) 【電気】</p> <p>宿舎の見取り図は次のような状況であるが、県では戸別の入居状況を詳細に把握しておらず、どの居室が何年程度空室となっているか等の情報が把握できなかった。</p> <p>戸別の利用状況や空室期間等の情報は宿舎の適切な維持管理の上で、重要な情報であるため、<u>今後、戸別の利用状況等を一元的に把握できる管理資料を整備すべきである。</u></p> <p>② 吉野单身用宿舎のあり方について (意見) 【電気】</p> <p>杉田世帯用宿舎及び单身用宿舎は発電管理事務所に隣接しているが、吉野单身用宿舎は吉野発電所の近隣に立地している。</p> <p>現時点において実質的な職員宿舎の利用者は香美市しかなく、当該宿舎の実態は遊休資産もしくは賃貸用資産と考えられる。遊休資産や賃貸用資産であるならば、減損会計において単独の資産として取り扱われ、減損損失の計上要否を検討する必要もある。</p> <p>一方で、待機宿舎と会議室については、災害発生などの緊急時の際には、利用が図られている。</p> <p>こうした利用実績なども踏まえ、<u>将来の維持管理コストや市町村交付金の支払状況等も勘案し、施設のあり方について検討する必要がある。</u></p> <p>(8) 地方公営企業会計基準の適用</p> <p>2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 営業費用の各事業への配分について (結果) 【共通】</p> <p>県では、事業に直接配分できない営業費用を人員数により各事業に配分しているが、下記の費用は、電気事業と工業用水道事業それぞれに共通して発生する費用であるが、全額を事業規模</p>	<p>① 戸別の入居状況の整理について【電気工水課】</p> <p>宿舎の利用状況が一元的に把握できる管理台帳を整備しました。</p> <p>② 吉野单身用宿舎のあり方について【電気工水課】</p> <p>平成30年度中に諸課題を整理し、平成31年度中に施設のあり方について方針を決定します。</p> <p>① 営業費用の各事業への配分について【電気工水課】</p> <p>電気事業及び工業用水道事業に共通して発生する費用については、損益への影響が僅少なものを除いて各事業へ適切に配分を行い、平成29年度決算に反映させました。</p>

監査結果		措置の内容																																			
<p>の大きな電気事業に配分しており、工業用水道事業には配分していなかった。</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>内容</th> <th>年間金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消耗品費 他</td> <td>総合制御所に係る共通する営業費用</td> <td>2,686</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>コピー料</td> <td>401</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借料</td> <td>西庁舎使用料</td> <td>6,098</td> </tr> <tr> <td>財務会計・固定資産システム賃借料</td> <td>1,263</td> </tr> <tr> <td>雑費</td> <td>土木行政総合情報システム使用に係る負担金</td> <td>1,018</td> </tr> </tbody> </table> <p>この結果、電気事業の決算書の損益は実態よりも悪く、工業用水道事業の決算書の損益は実態よりも良くなっている。</p> <p>今回網羅的に抽出したわけではないため、事業に直接配分できない営業費用は上記の費用以外にもあると考えられる。</p> <p>各事業の決算書が実態を適正に表すよう、事業に直接配分できない営業費用は損益への影響が僅少なものを除いて抽出し、漏れなく各事業へ配分する必要がある。</p> <p>② 営業費用の各セグメントへの配分について（結果）【電気】</p> <p>営業費用のうちセグメントに直接配分できない費用を電力料金収入により各セグメントに配分しているが、下記の費用は、水力発電事業と風力発電事業それぞれに共通して発生する費用であるにもかかわらず、全額を水力発電事業に配分しており、風力発電事業には配分していなかった。</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>内容</th> <th>年間金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料他</td> <td>発電管理事務所に係る共通する営業費用</td> <td>156,770</td> </tr> <tr> <td>給料他</td> <td>総合制御所に係る共通する営業費用</td> <td>122,821</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>西庁舎使用料</td> <td>6,098</td> </tr> <tr> <td>養成費</td> <td>一般管理費</td> <td>3,595</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>一般管理費</td> <td>2,044</td> </tr> </tbody> </table>		科目	内容	年間金額	消耗品費 他	総合制御所に係る共通する営業費用	2,686	消耗品費	コピー料	401	賃借料	西庁舎使用料	6,098	財務会計・固定資産システム賃借料	1,263	雑費	土木行政総合情報システム使用に係る負担金	1,018	科目	内容	年間金額	給料他	発電管理事務所に係る共通する営業費用	156,770	給料他	総合制御所に係る共通する営業費用	122,821	賃借料	西庁舎使用料	6,098	養成費	一般管理費	3,595	旅費	一般管理費	2,044	<p>② 営業費用の各セグメントへの配分について【電気工水課】</p> <p>水力発電事業及び風力発電事業に共通して発生する費用については、損益への影響が僅少なものを除いて各事業へ適切に配分を行い、平成29年度決算に反映させました。</p>
科目	内容	年間金額																																			
消耗品費 他	総合制御所に係る共通する営業費用	2,686																																			
消耗品費	コピー料	401																																			
賃借料	西庁舎使用料	6,098																																			
	財務会計・固定資産システム賃借料	1,263																																			
雑費	土木行政総合情報システム使用に係る負担金	1,018																																			
科目	内容	年間金額																																			
給料他	発電管理事務所に係る共通する営業費用	156,770																																			
給料他	総合制御所に係る共通する営業費用	122,821																																			
賃借料	西庁舎使用料	6,098																																			
養成費	一般管理費	3,595																																			
旅費	一般管理費	2,044																																			

監査結果			措置の内容
雑費	一般管理費	4,460	
<p>この結果、水力発電事業のセグメント損益は実態よりも悪く、風力発電事業のセグメント損益は実態よりも良くなっている。また、上述の本来工業用水道事業に配分すべき費用を工業用水道事業に配分していないことは両事業のセグメント損益にも影響しており、これにより、両事業のセグメント損益は実態よりも悪くなっている。</p> <p><u>セグメント情報を適正に開示するため、セグメントに直接配分できない営業費用は漏れなく各セグメントへ配分する必要がある。</u></p>			
<p>③ 減損会計に関する決算手続について（結果）【共通】</p> <p>減損会計は、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象である「減損の兆候」がある場合に、当該資産または資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行うこととなり、大きく以下の4つのステップに分けられる。</p>			<p>③ 減損会計に関する決算手続について【電気工水課】</p> <p>平成29年度決算から「減損会計に関する決算務手続き」を定め、減損の要否の判定を決裁文書として残しました。</p>
<p>県では、減損損失を計上していなかったが、決算手続において減損が不要であると判定した決裁文書が残されていなかった。</p> <p>また、減損会計における4つのステップを進めるために、グルーピングのルール、減損の兆候を把握するための時価指標等の情報入手方法、正味売却可能価額を算定するためのルール等を予め定めておくことも必要となる。</p> <p><u>減損会計に関する決算手続を適切に定めるとともに、減損の要否の判定に関する過程を決裁文書として残す必要がある。</u></p>			
<p>④ 資産のグルーピングについて（結果）【電気】</p> <p>監査時に提出された減損会計の検討資料では、電気事業は全体を1グループ、工業用水道事業は鏡川と香南の2グループとして、下記のとおり損益及</p>			<p>④ 資産のグルーピングについて【電気工水課】</p> <p>電気事業における資産のグルーピングを発電所単位に改めるとともに、調整後営業損益及びキャッシュ・フローが適切に算出されるよう、費用及び収</p>

監査結果	措置の内容								
<p>びキャッシュ・フローがプラスであることから減損の兆候がないと判定していた。</p> <p>工業用水道事業における資産のグルーピングは施設単位になっているが、電気事業における資産のグルーピングは施設単位になっていなかった。</p> <p>電気事業における投資の意思決定は発電所単位で行うことから、<u>投資の適切な意思決定に資するためにも、資産のグルーピングは発電所単位で行うべきである。</u></p> <p>水力発電所・風力発電所とともに、調整後営業損益及びキャッシュ・フローいずれも継続してマイナスとはなっていないものの、<u>減損の兆候判定の際には慎重を期す必要がある。</u></p> <p>電気事業における資産のグルーピングは、<u>減損の兆候を適切に判定するため発電所単位で行う必要がある。</u></p> <p>⑤ 特別修繕引当金の計上について（結果）【電気】</p> <p>平成28年度には、永瀬発電所2号水車発電機のオーバーホールがあった。</p> <p>特別修繕引当金は、引当金の計上要件として修繕費の金額を合理的に見積もることができることが必要とされているが、引当額と実績額は下表のとおり大幅に乖離していた。</p> <p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="148 1361 772 1550"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績額</td> <td>189,636</td> </tr> <tr> <td>引当額</td> <td>117,000</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>72,636</td> </tr> </tbody> </table> <p>大幅に乖離しているということは、オーバーホールの金額を合理的に見積もることができていないことが考えられるが、乖離の理由について分析していなかったことにより、特別修繕引当金が適正に計上されているかを確認することができなかった。</p> <p><u>特別修繕引当金を適正に計上するとともに、オーバーホールの金額の妥当性を検討するため、引当額と実績額の乖離の理由を分析する必要がある。</u></p> <p>また、乖離の理由を分析した結果、前回の実績額を次回の見積額とする見</p>	項目	金額	実績額	189,636	引当額	117,000	差額	72,636	<p>益の適正な配分に努め、適正な減損の兆候判定を実施しました。</p> <p>⑤ 特別修繕引当金の計上について【電気工水課】</p> <p>当該発電所におけるオーバーホール費用の実績を基に引当金を計上していましたが、次回工事は12年後となるため、今後は、他の発電所のオーバーホールの実績を踏まえて、必要に応じて見直していきます。</p>
項目	金額								
実績額	189,636								
引当額	117,000								
差額	72,636								

監査結果	措置の内容
<u>積方法が適切ではないことが判明した場合は当該見積方法を見直す必要がある。</u>	